第一項第一号	おいて当該保険者の被保険者（法	基準日保険者の被保険者（法	基準日組合員等を基準日被保険者と、基準日被扶養者等（基準日において当該基準日組合員等の被扶養者等である者をいう。以下この表において同じ。）を基準日被扶養者とそれぞれみなして厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項第一号から第六号までに掲げる額に相当する額を合算した額（以下この表において「基準日組合員等合算額」という。）	基準日組合員等合算額のうち、基準日被保険者と、基準日被扶養者等を基準日被保険者とそれぞれみなして厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項第一号に掲げる額に相当する額を、基準日組合員等合算額で除して得た率
第一項第二号	他の	基準日保険者以外の	基準日組合員等合算額から高額療養費算定基準額を控除した額	基準日組合員等合算額のうち、基準日被保険者と、基準日被扶養者等を基準日被保険者とそれぞれみなして厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項第二号に掲げる額に相当する額を、基準日組合員等合算額で除して得た率
第一項第三号	おいて当該保険者が当該保険者	おいて基準日保険者が当該基準日保険者	基準日被扶養者等合算額から高額療養費算定基準額を控除した額	基準日被扶養者等合算額のうち、基準日被保険者と、基準日被扶養者とそれぞれみなして厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項第三号に掲げる額に相当する額を、基準日被扶養者等合算額で除して得た率
第一項第四号	他の	基準日保険者以外の		
第一項第七号	当該保険者の被保険者で	基準日保険者の被保険者で	元被扶養者合算額から高額療養費算定基準額を控除した額	元被扶養者合算額のうち、基準日組合員等を基準日被保険者と、基準日被扶養者等を基準日被扶養者とそれぞれみなして厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項第七号に掲げる額に相当する額を、元被扶養者合算額で除して得た率
第一項第八号	他の	基準日保険者以外の		
第一項第九号	当該保険者の被保険者で	基準日保険者の被保険者で	基準日組合員等を基準日被保険者と、基準日被扶養者等を基準日被保険者とそれぞれみなして厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項第九号から第十八号までに掲げる額に相当する額を合算した額（以下この表において「元被扶養者合算額」という。）	
第一項第十号	他の	基準日保険者以外の		
第一項第十三号	当該保険者の被保険者で	基準日保険者の被保険者で	基準日後期高齢者医療被保険者を基準日後期高齢者医療被保険者以外後期高齢者医療被保険者と同一の世帯に属する者（基準日において当該基準日後期高齢者医療被保険者以外の後期高齢者医療被保険者をいう。以下この表において同じ。）とそれぞれみなして厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項第十三号に掲げる額に相当する額を控除した額	基準日後期高齢者医療被保険者合算額のうち、基準日後期高齢者医療被保険者と、基準日後期高齢者医療被保険者以外後期高齢者医療被保険者を基準日被扶養者とそれぞれみなして厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項第一号に掲げる額に相当する額を、基準日後期高齢者医療被保険者合算額で除して得た率
第一項第十四号	他の	基準日保険者以外の		
第一項第十五号	当該保険者の被保険者で	基準日保険者の被保険者で		
	保険者の被保険者の	基準日保険者の被保険者の		
第一項第十六号	他の	基準日保険者以外の		

5　計算期間において当該保険者の被保険者であった者（基準日において組合等（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の組合員等（第九項に規定する国民健康保険の世帯主等であって被保険者又はその被扶養者である者及び後期高齢者医療の被保険者を除く。）である者に限る。以下この項において「基準日組合員等」という。）に対する高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、同表の中欄に掲げる額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額とする。ただし、当該基準日組合員等が基準日において法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者に相当する者である場合は、この限りでない。

6　前項の規定は、計算期間において当該保険者の被保険者であった者（基準日において組合等（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の組合員等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）に対する高額療養費の支給について準用する。この場合において、同項ただし書中「第七十四条第一項第三号」とあるのは「第百十条第二項第一号二」と、同項の表中「を基準日被保険者と、基準日被扶養者等（」とあるのは「（基準日において組合等（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の組合員等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）である者をいう。以下この表において同じ。）を基準日被保険者と、基準日被扶養者等（」と、「第一項第九号に」とあるのは「第一項第三号に」と、「第一項第七号に」とあるのは「第一項第十三号に」と読み替えるものとする。

7　計算期間において当該保険者の被保険者であった者（基準日において後期高齢者医療の被保険者である者に限る。以下この項において「基準日後期高齢者医療被保険者」という。）に対する高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、同表の中欄に掲げる額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額とする。ただし、当該基準日後期高齢者医療被保険者が基準日において法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者に相当する者である場合は、この限りでない。

第一項第一号	おいて他の健康保険の）が当該他の健康保険の保険者（以下この表において「基準日保険者」という。）	基準日保険者の被保険者（法	基準日後期高齢者医療被保険者と、基準日後期高齢者医療被保険者以外後期高齢者医療被保険者（基準日において当該基準日後期高齢者医療被保険者と同一の世帯に属する者（基準日後期高齢者医療被保険者以外の後期高齢者医療被保険者をいう。以下この表において同じ。）とそれぞれみなして厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項第一号から第六号までに掲げる額に相当する額を合算した額（以下この表において「基準日後期高齢者医療被保険者合算額」という。）	基準日後期高齢者医療被保険者合算額のうち、基準日後期高齢者医療被保険者と、基準日後期高齢者医療被保険者以外後期高齢者医療被保険者を基準日被扶養者とそれぞれみなして厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項第一号に掲げる額に相当する額を、基準日後期高齢者医療被保険者合算額で除して得た率
第一項第二号	他の	基準日保険者以外の	基準日後期高齢者医療被保険者合算額から高額療養費算定基準額を控除した額	
第一項第三号	おいて当該保険者が当該保険者	おいて基準日保険者が当該基準日保険者		
第一項第四号	他の	基準日保険者以外の		
第一項第七号	当該保険者の被保険者で	基準日保険者の被保険者で		
第一項第八号	他の	基準日保険者以外の		
第一項第九号	当該保険者の被保険者で	基準日保険者の被保険者で		
第一項第十号	他の	基準日保険者以外の		
第一項第十三号	当該保険者の被保険者で	基準日保険者の被保険者で		
第一項第十四号	他の	基準日保険者以外の		
第一項第十五号	当該保険者の被保険者で	基準日保険者の被保険者で		
	保険者の被保険者の	基準日保険者の被保険者の		
第一項第十六号	他の	基準日保険者以外の		